

福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画
(勿来)

環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 27 年 1 月

東京電力株式会社
常磐共同火力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公 告 の 日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦 覧 場 所	1
(4) 縦 覧 期 間	2
(5) 縦 覧 者 数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と

これに対する事業者の見解	11
--------------	----

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、東京電力株式会社ならびに常磐共同火力株式会社は、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して1月間の縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

平成26年11月11日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

平成26年11月11日（火）付けで、次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。（別紙1参照）

- ・福島民報（朝刊31面）
- ・福島民友（朝刊29面）

② 上記の公告に加え、以下の「お知らせ」を実施した。

- ・自治体及び事業者ホームページへの掲載（別紙2-1～2-3参照）
 - a. いわき市ホームページに平成26年11月11日（火）から掲載
 - b. 東京電力株式会社ホームページに平成26年11月11日（火）から掲載
 - c. 常磐共同火力株式会社ホームページに平成26年11月11日（火）から掲載

(3) 縦覧場所

関係地域の自治体庁舎3箇所にて縦覧を実施した。また、東京電力株式会社ホームページにおいてインターネットの利用により公表した。

① 自治体庁舎

- ・福島県庁 生活環境部環境共生課（福島市杉妻町2-16 西庁舎8階）
- ・いわき市役所本庁舎 1階市民ロビー（いわき市平字梅本21）
- ・いわき市勿来支所庁舎 1階エントランス（いわき市錦町大島1）

② インターネットの利用による公表

- ・東京電力株式会社ホームページ上における下記のウェブサイトで方法書及び要約書を公表した。

http://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/reconstruction/igcc2-2-j.html

（別紙3参照）

(4) 縦覧期間

平成 26 年 11 月 11 日（火）から平成 26 年 12 月 10 日（水）までとした（土曜日・日曜日・祝日を除く）。縦覧時間は、各縦覧場所とも 8 時 30 分から 17 時 15 分までとした。

なお、インターネットの利用による公表については、平成 26 年 11 月 11 日（火）から平成 26 年 12 月 24 日（水）まで閲覧可能とした。

(5) 縦覧者数

① 縦覧者名簿記載者数	6 名
（内訳）・福島県庁 生活環境部環境共生課	1 名
・いわき市本庁舎	1 名
・いわき市勿来支所庁舎	4 名

② 方法書及び要約書を公表したウェブサイトへのアクセス数：510 回

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

開催日時	開催場所	来場者数
平成 26 年 11 月 26 日（水） 19 時 00 分から 20 時 25 分まで	勿来市民会館 大会議室 （いわき市錦町上川田 21）	42 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 26 年 11 月 11 日（火）から平成 26 年 12 月 24 日（水）（縦覧期間及びその後 2 週間）
なお、郵送受付は当日必着とした。

(2) 意見書の提出方法

縦覧場所に備え付けの意見用紙(別紙4 参照)などにより、次の方法で意見を受け付けた。

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函(縦覧期間)
- ② 東京電力株式会社への郵送による書面の提出(縦覧期間及びその後2 週間)

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は2 通(意見の総数:14 件)であった。

いわき市ホームページに掲載したお知らせ内容


いわき市

[文字の大きさ](#)
[小](#)
[元に戻す](#)
[大](#)
[色合いの変更](#)
[標準](#)
[1](#)
[2](#)
[3](#)

[お問い合わせ](#)
[検索](#)
[市民生活マップ](#)
[防災サイト](#)
[English](#)
[中文](#)
[日本語](#)

[トップページ](#)
[くらしの情報](#)
[観光・地域情報](#)
[事業者向け情報](#)
[市政情報](#)
[施設案内・マップ](#)
[催し・イベント](#)

現在位置: [トップページ](#) > [市民生活](#) > [生活環境部](#) > [環境企画課](#) > [環境影響評価](#)

市長部局

- 生活環境部
- 環境企画課**
- 環境整備課
- リサイクルプラザグリーンビリーの家
- 廃棄物対策課
- 生活排水対策室
- 環境監視センター

環境影響評価

[サイト](#) 更新日 平成26年11月27日

環境影響評価(環境アセスメント)制度について

環境影響評価(環境アセスメント)制度とは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者が、事業の実施前に、住民、市町村、県等が参加する一連の手続きを通じて、その事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討することにより、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

我が国の環境影響評価制度は、昭和59年に閣議決定された環境影響評価実施要綱などにより運用されてきましたが、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定され、平成11年6月から全面施行されました。

福島県では、平成3年7月に環境影響評価法を施行し、ゴルフ場等を対象に運用してきましたが、環境影響評価法の制定等を踏まえ、評価の対象となる事業の範囲を拡大するなど制度の大幅な充実を図り、平成10年12月に「福島県環境影響評価条例」を制定しました。

現在、縦覧を行っている福島県環境影響評価条例に基づく案件

現在、縦覧を行っている案件はありません。

現在、縦覧を行っている環境影響評価法に基づく案件

福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画(勿来)環境影響評価方法書

福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画(勿来)の環境影響評価方法書を次のとおり、縦覧しています。

【縦覧期間】平成26年11月11日(火)～平成26年12月10日(水)(土日祝日を除きます)

【縦覧時間】縦覧期間中の午前9時30分～午後5時15分まで

【縦覧場所】いわき市役所本庁舎(4階 市民ロビー)、勿来支所(1階 エントランス)
福島県庁 生活環境部環境共生課 西庁舎6階

【問合せ先】東京電力株式会社 環境部 福島環境調査グループ
電話:03-5404-5337(土日祝日も除く、午前9時から午後5時まで)

● [縦覧についての詳細はこちら\(PDF形式:62.5KB\)](#)

※ 東京電力株式会社のホームページにおいては、11月11日から12月24日まで環境影響評価方法書が公表されています。

● [東京電力株式会社ホームページでの公表はこちら\(電子縦覧\)\(新しい画面で開きます\)](#)

方法書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、次のとおり、書面により提出することができます。

【意見の提出方法】

氏名及び住所、対象とする方法書の名称、環境保全の見地からのご意見を記載し、提出先まで郵送(12月24日必着)又は公表場所(設置された意見箱)への投函により提出することができます。

【記載事項】

- 意見書の提出対象である環境影響評価方法書の名称(備え付けの意見書には記載されています。)
- 意見書を提出する方の住所及び氏名(個人の方は現在のお住まいの住所を、法人その他の団体であれば、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)
- 環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からのご意見
なお、ご意見は日本語により意見の理由を含めて記載してください。

【提出期間】

平成26年11月11日(火)から平成26年12月24日(水)必着

【意見書の提出先】

- 縦覧場所(設置された意見箱)(11月11日～12月10日)
- 郵送の場合(12月24日必着)
東京電力株式会社 環境部 福島環境調査グループ
住所:〒100-8560 東京都千代田区千代田1丁目1番3号

福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画(勿来)環境影響評価方法書の説明会の開催について

【日時】平成26年11月26日(水)

【時間】午後7時～午後9時

【場所】勿来市民会館(大会議室)
住所:いわき市錦町上川田21
※ 駐車場の利用台数に限りがあります。

● [勿来市民会館](#)


このページに関するお問い合わせ

生活環境部 環境企画課環境保全係 電話:0246-22-7441 ファクス:0246-22-7599
[メールでのお問い合わせはこちら](#)

PDFファイルをご覧いただくには、Adobe Reader(無償)が必要です。
お持ちでない方は、[Adobeのサイト\(新しい画面で開きます\)](#)からダウンロードしてください。

このページのトップへ戻る


いわき市役所 〒970-8606 福島県いわき市平字橋本21番地 電話:0246-22-1111(代表) [地図]

[サイトについて](#)
[情報提供](#)
[作成ガイドライン](#)
[著作権・リンクについて](#)
[セキュリティポリシー](#)

東京電力株式会社ホームページに掲載したお知らせ内容

東京電力
TEPCO

リリース・お知らせ一覧
サイトマップ
文字サイズ
小
中
大
印刷
Language

サイト内を検索する

福島復興への責任
賠償
除染
復興推進
福島復興本社について

福島復興への責任
復興推進
環境影響評価
環境影響評価方法書の縦覧ならびに説明会の開催について(勿来)

復興推進

福島アーカイブ

帰還に向けた人的復興推進活動

IGCCによる産業復興

賠償に関するお問い合わせ先

原子力損害賠償全般に関して
0120-926-404
(受付時間 9:00~21:00)

土地・建物・家財に関して
0120-926-596
(受付時間 9:00~21:00)

自主的避難等に関して
0120-993-724
(受付時間 9:00~21:00)

詳しい情報

当社の賠償担当を語る詐欺
にご注意ください

福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画(勿来) 環境影響評価方法書の縦覧ならびに説明会の開催について

東京電力株式会社及び常磐共同火力株式会社は、平成26年11月10日、環境影響評価法に基づき、「福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画(勿来) 環境影響評価方法書」を経済産業大臣に届出するとともに、福島県知事、いわき市長へ送付いたしました。

同法に基づき、本方法書の縦覧ならびに説明会を以下のとおり行います。

＜事業の内容・勿来地点＞
名称：福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画(勿来)
原動力の種類：ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)
出力：約54万kW
燃料：石炭
位置：福島県いわき市佐藤町、岩間町、小浜町、仁井田町、綱町
勿来発電所構内、その隣接地地

「環境影響評価方法書」の縦覧
【縦覧期間】
平成26年11月11日(火)から平成26年12月10日(水)まで(土日祝日を除く)
【縦覧時間】
午前8時30分から午後5時15分まで
【縦覧場所】
(1)福島県庁 生活環境部環境共生課【福島県福島市杉妻町2-16 西庁舎8階】
(2)いわき市役所 本庁舎 1階市民ロビー【福島県いわき市平字梅本21】
(3)いわき市 勿来支所庁舎 1階エントランス【福島県いわき市鏡町大島1】

インターネットによる公表
当社ホームページにおいては平成26年12月24日(水)まで方法書をご覧ください。

方法書はこちら

意見の提出
「福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画(勿来)環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、以下の方法によりご意見をお寄せください。

【意見書記載事項】
(1)意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称
(備え付けの意見書には記載されています)
(2)意見書を提出する方の住所及び氏名
(個人の方は現在お住まいの住所を、法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)
(3)環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からのご意見
なお、ご意見は日本語により意見の理由を含めて記載してください。
※意見書様式(PDF形式)はこちら(PDF 90.2KB)
意見書様式(WORD形式)はこちら(Word 74.5KB)

【ご意見の提出方法及び提出先】
縦覧場所に備え付けの意見箱へ縦覧期間中に投函していただくか、次のあて先へ提出期限までにお送りください。
〒100-8580 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力株式会社 環境部 福島環境調査グループ 宛

【ご意見の提出期限】
平成26年12月24日(水) 必着

「環境影響評価方法書」説明会
方法書の説明会を下記のとおり開催いたします。

開催日	開催時間	開催会場
平成26年11月26日(水)	午後7時 ～午後9時	勿来市民会館 大会議室 (福島県いわき市錦町上川田21)

お問い合わせ先
東京電力株式会社 環境部 福島環境調査グループ
電話(代表)：03-6373-1111(土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

常磐共同火力株式会社ホームページに掲載したお知らせ内容

常磐共同火力株式会社

TOP 会社概要 営業所の特徴 顧客への取り組み 地域社会への取り組み 貸設ランド 見学のご案内

自然の恵みをエネルギーに、人と地域の元気を支えます。

常磐共同火力は、常磐炭田の低品位炭を活用して、石炭燃焼の効率化と電力需要の安定に寄与することを目的に、東北・東京両電力会社と常磐地区の主要炭産会社の共同出資により、昭和90年に設立されました。

What's New 新着情報

NEW 2014年11月10日
福島県東大沼石炭ガス化複合発電設備の環境計画(勿来)に関する環境影響評価方法を11月10日に関係機関へ提出しましたので、お知らせいたします。

NEW 2014年10月31日
2014(平成26)年12月3日(水)・4日(木)ふくしま復興再生可能エネルギー産業フェア2014(会場ビッグパレットふくしま)に出展いたします。ご来場の際は、ぜひ当社ブースへお立ち寄りください。

NEW 2014年10月31日
2014(平成26)年11月12日(水)・13日(木)第22回、いわき計画展(会場 JRいわき駅南口A706階 いわき産業創造館)に出展いたします。ご来場の際は、ぜひ当社ブースへお立ち寄りください。入場無料です。初日は18:30まで開催しております。

[過去の記事](#)

会社概要
社名の由来や設立・沿革をご紹介します。

勿来石炭の特徴
主要設備(IGCCを含む)をご紹介します。

顧客への取り組み
品質・環境との調和を図る企業活動。

地域社会への取り組み
地域のみなさまとの関わりをご紹介します。

貸設ランド
発電や発電所について詳しく学習！

見学のご案内
見学の手続きをご紹介しますとお申し込み方法。

採用情報
当社へ関心を持った方は、エントリー。

環境が이드-リンク
石炭発電所の周辺……自然と産業が共存。

福島復興大型石炭ガス化複合発電設備の実証計画（仮称）に係る
環境影響評価方法書の届出について

平成 26 年 11 月 10 日
常磐共同火力株式会社

当社は、東京電力株式会社が、本年 1 月 15 日に認定された新・総合特別事業計画に 50 万 kW 級の世界最新鋭の高効率石炭火力発電所（IGCC）の建設・運転プロジェクトを挙げておりますが、環境影響評価を行う方法についてとりまとめた「福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画（仮称）環境影響評価方法書」（以下「方法書」）を、本日、東京電力株式会社と共同で経済産業大臣に届出しました。

また、環境の保全の見地から意見照会を行うため、福島県知事ならびにいわき市長へ、本日、それぞれ方法書を送付いたしました。

このたび届出した方法書は、当社加東発電所隣接地に、世界最新鋭の大型石炭ガス化複合発電設備を導入するために必要な環境影響評価法及び関係省令に基づく手続で、全 4 段階の手続きのうち、2 段階目に該当いたします。

なお、本方法書につきましては、環境影響評価法及び関係省令に基づき、明日 11 月 11 日から 12 月 10 日までの期間、関係する行政機関にて縦覧するとともに、東京電力株式会社ホームページにて公表いたします。（別紙参照）

東京電力株式会社は、福島の復興に向けた取り組みを最優先課題として掲げておりますが、本プロジェクトを通じて、仮設地区における経済再生を後押しするとともに、福島県がクリーンコール分野で世界をけん引していく拠点になることを目指しております。

当社は、国、福島県、いわき市並びに地域のみなさまの様々なご協力やご支援を賜りながら、このプロジェクト実現へ向けて全面的に協力してまいります。

※ 福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画（仮称）においては、建設最盛期には 1 日あたり最大 1,000 人規模の雇用、建設サービス等から運用を含めた数十年間で、総額 800 億円もの経済波及効果を見込む

<事業の内容>

名 称：福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画（仮称）
原動力の種類：ガスタービン及び火力（コンバインドサイクル発電方式）
出力：約 54 万 kW 級
燃料：石炭
位 置：福島県いわき市佐藤町、岩間町、小浜町、仁井田町、郡町
加東発電所構内、その隣接地

以 上

<別紙>

「環境影響評価方法書」の縦覧ならびに説明会について

<参考>

環境影響評価の手続き

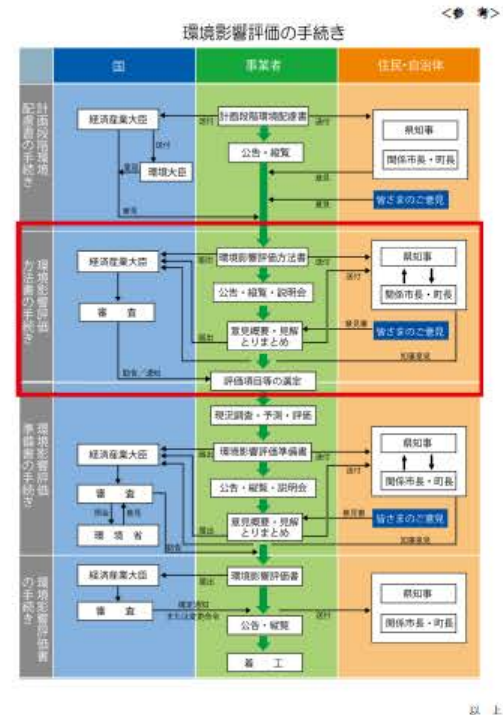
<別 紙>

「環境影響評価方法書」の縦覧ならびに説明会について

- 「環境影響評価方法書」の縦覧
 - 縦覧期間
平成 26 年 11 月 11 日（火）から平成 26 年 12 月 10 日（木）まで（土日祝日を除く）
 - 縦覧時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
 - 縦覧場所
①福島県庁 生活環境部環境共生課 [福島市杉妻町 2-16 西庁舎 8 階]
②いわき市役所本庁舎 1 階市民ロビー [いわき市平字橋本 21]
③いわき市加東支庁舎 1 階エントランス [いわき市郡町大島 1]
- インターネットによる公表
インターネットでは、東京電力株式会社のホームページ（下記 URL）において、11 月 11 日（火）から平成 26 年 12 月 24 日（日）まで方法書をご覧いただけます。
http://www.tepco.co.jp/fukushima_ha/reconstruction/isep2-2-j.html
- ご意見の提出
「環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの用紙等にご記入のうえ、備え付けの意見箱に投入していただくか、郵送により平成 26 年 12 月 24 日（必着）までにお寄せください。
 - 郵送いただく場合の意見書の提出先
〒100-8560 東京都千代田区千代田 1 丁目 1 番 3 号
東京電力株式会社 環境部 福島県調査グループ 宛
 - お問い合わせ先
東京電力株式会社 環境部 福島県調査グループ
電話（代表）：03-6373-1111（土日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで）
※ ご意見の提出等に関する問い合わせにつきましては、上記 URL をご覧ください
- 「環境影響評価方法書」説明会
方法書の説明会を下記のとおり開催いたします。

開催日	開催時間	開催会場
平成 26 年 11 月 26 日（木）	19:00～21:00	加東市民会館 大会議室 （福島県いわき市郡町上川田 2 1）

以 上



以 上

東京電力株式会社ホームページに掲載した方法書の内容

東京電力

リリース・お知らせ一覧
サイトマップ
文字サイズ
小 中 大
印刷
Language

サイト内を検索する

福島復興への責任
賠償
除染
復興推進
福島復興本社について

福島復興への責任 > 復興推進 > 環境影響評価 > 環境影響評価方法書の経歴ならびに説明会の開催について(勿来) > 福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画(勿来)

復興推進

活動アーカイブ

帰還に向けた人的復興推進活動

IGCCによる産業復興

賠償に関するお問い合わせ先

原子力損害賠償全般に関して
0120-926-404
(受付時間 9:00~21:00)

土地・建物・家財に関して
0120-926-596
(受付時間 9:00~21:00)

自主的避難等に関して
0120-993-724
(受付時間 9:00~21:00)

詳しい情報

当社の賠償担当を語る詐欺にご注意ください

福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画(勿来)

環境影響評価方法書

表紙、目次(PDF 1.55MB)

第1章：事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地(PDF 1.03MB)

第2章：対象事業の目的及び内容(PDF 4.34MB)

第3章：対象事業実施区域及びその周囲の概況(3.1 自然的状況)(PDF 9.48MB)

第3章：対象事業実施区域及びその周囲の概況(3.2 社会的状況)(PDF 4.88MB)

第4章：計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果(PDF 2.85MB)

第5章：計画段階配慮事項に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解(PDF 1.85MB)

第6章：対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(PDF 5.30MB)

第7章：計画段階配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見並びに事業者の見解(PDF 2.46MB)

第8章：発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容(PDF 2.74MB)

要約書

・環境影響評価方法書[要約書]1/2(PDF 6.41MB)

・環境影響評価方法書[要約書]2/2(PDF 6.90MB)

あらまし

・環境影響評価方法書のあらまし(PDF 1.25MB)

※ファイルのダウンロード及び印刷は、「環境影響評価方法書のあらまし」のみに限らせていただきます。

※ホームページを快適にご利用いただくために、「Internet Explorer 6.0以上」の環境でのご利用を推奨します。

※PDFファイルをご覧いただくには、Adobe Reader(無料)が必要です。Adobe Readerのダウンロード

ページトップ

賠償

3つの誓い
賠償項目のご案内
賠償関連プレスリリース
賠償金のお支払い状況
よくいただくご質問
お問い合わせ

除染

活動アーカイブ
主な除染活動

復興推進

活動アーカイブ
帰還に向けた人的復興推進活動
IGCCによる産業復興

福島復興本社について

代表あいさつ
代表定例会見
福島復興本社会議
組織体制

福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画(勿来)
環境影響評価方法書に対する意見書

お 名 前 〔 法人その他の団体にあっては、 法人名・団体名・代表者の氏名 〕											
ご 住 所 〔 個人の方は現在お住まいの住所を、法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地 〕	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">〒</td> <td style="width: 5%; border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="width: 5%; border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="width: 5%; border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="width: 5%; border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="width: 5%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 5%; border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="width: 5%; border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="width: 5%; border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="width: 5%; border: 1px solid black; height: 20px;"></td> </tr> </table> (TEL - -)	〒					-				
〒					-						

環境影響評価法第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を、次のとおり提出する。

ご意見の項目	ご 意 見 (日本語により意見の理由を含めてご記入ください)
【項目の例】 大気質、騒音・振動、 水質、人と自然との触れ合いの活動の場、 動物・植物、景観、 廃棄物、温室効果ガス等	

注：1. 環境影響評価施行規則第4条の規定により、必ずお名前及びご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面あるいは別のA4用紙に記入してください。

【意見書の送付先】

〒100-8560 東京都千代田区千代田 1 丁目 1 番 3 号
東京電力株式会社 環境部 福島環境調査グループ 宛

【意見書の提出期限】

平成 26 年 12 月 24 日（水）〔必着〕

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は10件であった。また、その他の意見が4件あった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解

1. 事業計画

No.	意見の概要	事業者の見解
1	今回の発電する電力はベース電力として使用すること。	本事業で建設する石炭ガス化複合発電設備（以下、「IGCC 設備」という。）は安価な石炭を燃料とした高効率発電技術であるため、ベース電源として期待しており、できるだけ早期に実証を終え、ベース電源として位置づけたいと考えております。
2	今回の発電施設は運転開始から、数十年間使用すること。	これからの詳細設計、建設および運用に尽力し、長期かつ安定的な電力供給を実現したいと考えております。
3	市民が活用可能な機能を追加すること。 1) 例えばエネルギーを利用して運動施設を併設すること。 2) 例えば、排ガスから回収する CO ₂ を緑化事業へ活用すること。 3) 例えば、発電施設からの排出物質は、全て環境基準以下とし、発電施設の運用により、周辺の環境を毎年確実に改善すること。	現時点では、発電所建設に伴う追加的な機能の設置について申し上げられる状況になく、ご意見として承ります。 なお、発電施設からの排出物質については、排出基準の遵守をはじめとして、環境保全に係る法令等を遵守するよう運用するとともに、発電施設周辺の環境に配慮した事業計画となるよう努めます。
4	今回の IGCC 発電施設を環境都市計画の中心施設として位置付けること。 1) 将来は、公共交通機関、例えばバスやタクシーが電気自動車へ転換します。電気自動車の公共交通機関へ IGCC 発電電力エネルギーを供給すること。 2) 風力発電や太陽光発電他の自然エネルギー利用との併用をすること。 3) 水素エネルギーの活用計画と併用すること。	環境都市計画については申し上げる立場になく、ご意見として承ります。
5	今回の発電施設を活用して、今後、毎年定期的に世界環境都市フォーラムを主催して、人材の育成を計ること。 1) 上記の活動の成果をまとめて、毎年定期的に公表すること。 2) 上記の活動の経済収支をディスクロージャーに整理して、公表すること。	福島県をクリーンコール技術の発信地としてアピールしたいとの思いを持っておりますが、具体的な発信の仕方や内容については現時点で申し上げられる状況にないため、ご意見として承ります。

2. 温室効果ガス等

No.	意見の概要	事業者の見解
6	石炭火力発電所の新設の問題について ①昨今、早急な気候変動対策が求められており、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書では、とりわけ石炭について、エネルギーインフラ投資の在り方を変えていく必要性が強調されているところである。そのような状況の中、天然ガスの約2倍のCO ₂ を排出する石炭火力を新設することは、将来の気候変動へ甚大な環境影響を及ぼすことになる。よって、そのことを無視した本事業の実施には反対する。	国の「エネルギー基本計画」（平成 26 年 4 月 11 日閣議決定）において、石炭は「温室効果ガスの排出量が多い」という問題があるが、地政学的リスクが化石燃料の中で最も低く、熱量当たりの単価も化石燃料の中で最も安いことから、安定供給性や経済性に優れた重要なベースロード電源の燃料として再評価されており、高効率石炭火力発電の有効利用等により環境負荷を低減しつつ活用していくエネルギー源である」とされています。 温室効果ガスの排出については、「東京電力

No.	意見の概要	事業者の見解
	②BATであるIGCCを採用することが強調され、「従来型石炭火力発電方式（汽力）に比べ、発電電力量あたりの二酸化炭素排出量を15%程度低減する計画」としているが、最新のLNG火力の約2倍にも及ぶCO₂排出量である。従来から効率を向上するだけで、新設によって追加的に排出量される膨大なCO₂による影響への配慮が全く見られないことは問題である。このような新設は看過できない。 ③今後新設される発電所は、少なくともLNG火力が達成している約350g /kWhというCO₂排出原単位を実現できる水準を満たすべきである。この観点からすると、石炭火力発電はいかなる高効率技術を用いてもこのレベルには到達しがたく、石炭火力発電所の建設自体が環境への配慮を著しく欠いていると言わざるを得ない。 ④日本政府は、環境基本計画において、2050年に温室効果ガス排出量を80%削減させる目標を閣議決定している。本事業が少なくとも30年程度稼働することを考えると、東京電力の排出原単位は現状よりさらに悪化することとなり、国の目標と整合しない。実際に東京電力の既設の石炭火力発電所（広野及び常陸那珂の各2基）は、2003年以降東電全体のCO₂排出量を増加させ、原発稼働時でさえ、排出量原単位は悪化している。国の目標との整合性からも、本事業の正当性は認められない。 ⑤東京電力は、総合特別事業計画を改定するたびに販売電力量を下方修正している。需要は東日本大震災・福島原発事故以降、低いまま推移している。また、本機が運転を開始する2020年ごろには、人口減少に伴い、さらに省エネ・再生可能エネルギーが普及していくことを考えると、最もCO₂排出の多い燃料である石炭での火力発電所の新設の必要性はないと考えられる。 ⑥本事業は、IGCC設備を世界のエネルギー・環境問題に貢献するクリーンコール技術と位置づけているが、諸外国の潮流は、石炭を脱却して再生可能エネルギーへ、大規模集約型から小規模分散型エネルギーへ進んでおり、IGCC実証実験を進める本事業の主張は説得力を持たない。 ⑦本事業は実証実験であるが、実証終了後も継続して運転する計画とされている。しかし、為替動向の変化や、途上国を中心とする石炭需要の変化などの石炭価格への影響は予測がつかない上、国際的なCO₂規制強化による炭素価格の上昇によって、石炭火力発電の経済性は低下する可能性が高い。配慮書への経済産業大臣意見では、CCSの導入に向けて二酸化炭素分離回収設備に関する検討を行うことが求められている。事業者は技術面や貯留適地、経済性等に課題があ	の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（以下、「局長級取りまとめ」という。）に則り、国の目標と整合した電力業界全体の自主的枠組が構築されれば、それに遅滞なく参加し取り組んでいきます。また、自主的枠組が構築されるまでは、本事業からのCO₂排出量が従来型LNG火力を超過する純増分については、国におけるCDMや二国間クレジットの取得に係わる枠組の整備及び十分な量のオフセットクレジットの取得環境の整備を踏まえつつ、これらの枠組を自主的な取り組みとして積極的に活用するなどの環境保全措置を講じていきます。 温室効果ガス削減は世界全体で取り組む必要があり、特に新興国を中心にCO₂の排出が急増している中、このプロジェクトで確立された安定供給性、経済性、環境性に優れた技術が世界に展開されれば、地球規模での温室効果ガス削減に寄与するものであると認識しております。経済産業大臣からも「BATの参考表【平成26年4月時点】」の「(C)上記以外の開発・実証段階の発電技術」に位置付けられるIGCC技術について、できる限り早期に「(A)経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」に位置付けられるよう、本プロジェクトにおいてIGCC設備を実証する期間の短縮化を求めるとご意見をいただいております。 CCSは地球全体のCO₂排出量の大幅削減を可能とする革新的技術ではありますが、実用化に向けては、技術面だけでなく貯留適地や経済性等の課題があり、さらには潜在する課題も明らかにする必要があると認識しています。これらの課題を見極めるため、国が実施する実証試験、特に苫小牧地点のCCS大規模実証試験における動向等の把握をし、それを踏まえてCCSの導入について所要の検討を行います。 本プロジェクトは50万kW級大型IGCC設備を実証するものであり、為替変動他リスクについては、このプロジェクトを成功させるため、事業者として回避・低減に努めます。 なお、本事業は、東京電力株式会社が国の方針を踏まえて作成した復興加速化のための一括取りまとめを中核とする「新・総合特別事業計画」（平成26年1月15日経済産業大臣認定）の中の一事業であり、東京電力株式会社として福島第一原子力発電所の事故への責任を果たすため、福島の復興に向けた取り組みの一つとして実施するものです。本事業により、福島県の経済復興や雇用回復・創出に資することが期待され、福島県知事からも雇用創出及び地域経済の復興につながるものであり歓迎したい旨のコメントをいただいております。

No.	意 見 の 概 要	事 業 者 の 見 解
	ることから動向を注視するとしているが、CCSが導入されれば事業の採算性は下がり、事業リスクは大きい。	
7	CO₂排出に関する取り扱いと「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」との整合性について IPCC第5次評価報告書において示されたように、CO₂は気候変動の主因であり、地球環境に多大な影響を及ぼすことは明白である。BATを採用する場合でも、事業によって引き起こされるCO₂の総排出量の影響を検討し、対応を実施することは、事業者の社会的責任として不可避である。 また、環境大臣から経済産業大臣への意見書では、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」をふまえて環境対策を行うことを求めている。経済産業大臣意見でもその旨が明記されている。事業者は、取りまとめを踏まえて具体的にいつまでにどのような対応を行うのか、スケジュールを含めて明確にする責任がある。	温室効果ガスの排出については、局長級とりまとめに則り、国の目標と整合した電力業界全体の自主的枠組みが構築されれば、それに参加し取り組むことで対応することができると考えております。自主的枠組みが構築されれば、それに遅滞なく参加し取り組んでいきます。また、自主的枠組みが構築されるまでは、本事業からのCO₂排出量が従来型LNG火力を超過する純増分についてはCDMや二国間クレジットを積極的に活用するなど、必要な措置を講じていきます。 また、現在具体的なエネルギーミックスを含めたエネルギー政策や国の地球温暖化対策計画の議論が始まっており、国の目標と整合した電力業界全体の自主的枠組みについては、これらの動向を踏まえて検討していきます。
8	CO₂排出による環境影響に関する具体的な情報について CO₂排出量に関連する詳細データは準備書以降に記載する予定としているが、CO₂排出量や発電効率、送電端効率は環境保全の見地から検討するにあたって重要な情報であり、事業実施の是非にも関わる情報であると考えられるため、事業者はこれを早急に開示するべきである。	使用する石炭燃料及び発電端・送電端効率等の詳細は現在検討中ですので、CO₂排出量につきましては環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）に記載します。
9	CO₂排出量の予測、評価手法について 評価の手法として、「二酸化炭素の発生による環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する」とされている。CO₂を大量に排出する石炭火力を選択すること自体が、環境負荷を回避・低減できていないといわざるを得ないが、「実行可能な範囲」で環境負荷が「回避または低減」されているかをどのように判断するのか、基準を示すべきである。また同様に、東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめとの整合性についても、判断基準を示すべきである。 予測の基本的な手法としては、発電所の運転に伴うCO₂排出量と原単位を算出としている。準備書においては、使用する石炭種別や設備利用率など、算出の前提とする条件を明らかにすることを求める。また、予測対象時期とされている「発電所の運転が定常状態となる時期」とは、具体的にどのような時期を想定しているのか明示するべきである。さらに予測には、設備利用率の低下や石炭種の変更、経年変化による原単位の悪化およびCCSの導入などによる原単位の改善についても明らかにすることを求め	評価の手法については、「発電所に係る環境影響評価の手引き」（平成19年1月改訂 経済産業省）において定められています。 この手引きの解釈を含めた環境アセスメントにおけるCO₂の扱いを明確化するために、局長級とりまとめが公表されており、判断基準は明確になっているものと考えております。 具体的には、「局長級取りまとめのBAT参考表に掲載されている(A)以上の設備を導入すること」、「電力業界全体の自主的枠組みに参加し、当該枠組みの下で二酸化炭素削減対策に取り組んでいくこととしていること」、「自主的枠組みが構築されるまでの間は事業者（入札を行う場合は入札実施者）が自主的な取組として天然ガス火力を超過する分に相当する純増分について海外での削減に係る取組を行うなどの環境保全措置を講じることとしていること」が判断基準とされていると考えており、これらの基準との整合を準備書で評価していくことになります。 CO₂排出量と原単位算出の前提条件については現在検討中ですので、準備書に記載します。 各種要因等による原単位の増加については、設備の適切な運用等を通じた送電端熱効率の維持管理を図ります。 CCSは地球全体のCO₂排出量の大幅削減を可能とする革新的技術ではありますが、実用化に

No.	意 見 の 概 要	事 業 者 の 見 解
	る。また、CO ₂ に関連するこれらの情報について事後調査を実施し、実測値を公表することを求める。	向けては、技術面だけでなく貯留適地や経済性等の課題があり、さらには潜在する課題も明らかにする必要があると認識しています。これらの課題を見極めるため、国が実施する実証試験、特に苫小牧地点の CCS 大規模実証試験における動向等の把握をしていきます。それを踏まえて CCS の導入についての所要の検討を行います。 なお、温室効果ガスについての事後調査の必要性については、予測・評価を踏まえ検討を行います。

3. その他環境関係

No.	意 見 の 概 要	事 業 者 の 見 解
10	情報公開について 環境アセスメントにおいて公開される方法書などの資料は、縦覧期間が終了しても閲覧できるようにするべきである。また、期間中においても、印刷が可能にするなど利便性を高めるよう求める。	環境影響評価方法書の縦覧期間は平成 26 年 12 月 10 日までですが、縦覧期間終了後も意見書の提出期間である平成 26 年 12 月 24 日まで東京電力株式会社ホームページにて公開いたしました。 ただし、インターネット上で公表される情報は複製や加工が容易であること、アセス図書が事業者の著作物であることや事業者以外の者が作成した地図等を含むことから、当該図書の公表に際しては、無断複製等の著作権に関する問題が生じないような配慮が必要であると考えて、編集、印刷、ダウンロード等ができないような措置をとらせていただきました。ご理解のほどよろしくお願い致します。

[参考]

方法書に対して提出されたその他の意見は次のとおりである。

No.	意 見 の 概 要
1	将来は IGCC 発電施設の輸出をすること。 1) 海外からの IGCC 研修員を受け入れし、教育可能な施設とすること。 2) 例えば発電設備を船台に乗せて、海外へ輸出し、すぐに発電運用を可能とするために、コンパクトな配置とすること。
2	市民が活用可能な機能を追加すること。 1) 例えば、海外へ発電施設を将来輸出する際には、IGCC からのエネルギーを使用して、飲料水を浄化して供給すること。
3	人材育成に際して、国際的な技能検定の制度を整備すること。 1) 国際技能検定の制度により、グローバルに活動可能な人材を育成すること。
4	IGCC 広野と IGCC 勿来及び将来の海外輸出発電施設と協力して運用可能とするために機器仕様の共通化や運用システムの共通化を計ること。 1) 共通のインターナショナルデータネットワークで運用管理が可能とすること。 2) データベースの共有化を計ること。